

通所介護事業所 デイサービスセンターかまくら 利用に係わる重要事項説明書

はじめに

この文書は当デイサービスセンターを利用されるに際しまして、ご利用者およびそのご家族に対し、当デイサービスセンターをご理解いただくとともに、適正なサービスがご利用いただけますよう、事業所の運営の概要やサービス内容などを重要事項として説明させていただくものです。

事業所名 群馬県知事指定事業所
デイサービスセンター かまくら（事業者番号 群馬県 第 1070102411 号）

代表者名 社会福祉法人鎌倉会
理事長 信澤真由美

管理者名 管理者 三富ますみ

所在地 〒371-0051
群馬県前橋市上細井町2050番地7

連絡先 TEL 027(210)1110

事業の目的

当事業所（デイサービスセンター かまくら）は、要支援状態または要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令に従って、利用者本人がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上のお世話および生活訓練などを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身の機能の維持、およびこの利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、適切な指定通所介護サービスを提供することを目的とした事業所です。

この目標に沿って、当事業所では以下のような運営の方針を定めております事をご理解いただいた上で、ご利用くださいますようお願い致します。

(運営の方針)

1. 当事業所は、ご利用者の意思および人格を尊重し、自傷他害の恐れがあるなど、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束を行いません。
2. 当事業所は、ご利用者個々の通所介護計画を策定し、効果的なサービスの提供が受けられるように努め、またサービス担当者会議等において、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者、および市町村と綿密な連携を図り、ご利用者が地域において統合的なサービスの提供を受けることができるように努めます。
3. 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気重視し、ご利用者がにこやかに個性豊かに過ごすことができるよう、サービス提供に努めます。
4. 当事業所は、常にご利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の生活指導、その他必要なサービスをご利用者の希望に沿って、適切な提供に努めます。
また、特に認知症状態にあるご利用者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整備しています。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者またはそのご家族に対して療養上必要な事項について、理解し易いように指導または説明を行うとともに、利用者の同意を得た上で実施するように努めます。
6. サービス提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスの提供に努めます。

(職員の職種、および職務内容)

1. 管理者

管理者は、事業所の従業者の監督および事務等の管理運営を一元的に行ないます。また、通所介護計画書に沿った介護が行われているか確認をおこないます。

2. 看護職

看護職員は、利用者の看護および保健衛生に従事する職員です。

3. 介護職員

介護職員は、利用者の日常生活上の介護、支援にあたる職員です。

4. 生活相談員

生活相談員は、利用者およびその家族からの相談に応じるとともに、レクリエーション等、計画や指導を行います。

また、職員に対しての定期的な研修の機会を設けることにより、職員の資質の向上に努めます。

(サービスの内容)

当事業所において提供されるサービスは、ご利用者およびそのご家族、介護支援専門員、当事業所の看護、介護職員、生活相談員によって作成される通所介護計画書に基づいて日常生活上必要な支援や日常生活上の訓練、またはレクリエーション、その他個々のニーズに必要なサービスの提供を行います。

- (1) 入浴介助サービス
- (2) 送迎サービス
- (3) その他

また、これらのサービス内容については、利用される方々の要介護状態の軽減または、悪化の防止に繋がるよう、その方の心身の状況等を踏まえて、通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように適切に提供させていただきます。

(上記サービスの中には、ご利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので、具体的にご相談下さい。)

(営業日および営業時間)

1. 日曜日は定休日となっています。
2. 営業日の午前9時00分から午後6時00分までが営業時間(送迎時間は含みません)です。
ただし、ご利用者およびその家族、当該居宅サービス計画の作成担当者(介護支援専門員)の意向により、提供時間の短縮、延長等認められる場合はこの限りではありません。
3. 営業日の午前9時30分から午後4時30分までがサービス提供時間(7時間)です。

◎営業日に風水害、積雪その他、利用者の送迎サービスに支障がある場合、営業を中止することもあります。

(利用料金およびその他の費用について)

1. 利用料

通所介護サービス (地域密着型)

基本単位

(単位/日)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
7～9時間	735	868	1,006	1,144	1,281
5～7時間	641	757	874	990	1,107
3～5時間	426	488	552	614	678

加算

※入浴加算…50単位/回 (特浴・一般浴の区別なし)

※介護職員処遇改善加算…上記サービス費+加算算定単位数の4%に相当する単位数

※地域加算…すべての単位数の1000分の14に相当する単位数

介護予防サービス (要支援 1、2 対象)

介護予防通所介護費 ※ 送迎、入浴を基本単位に包括する。

要支援 1	1,647 単位/月
要支援 2	3,377 単位/月

加算

※介護職員処遇改善加算…上記サービス費+加算算定単位数の4%に相当する単位数

※地域加算…すべての単位数の1000分の14に相当する単位数

2. その他の費用

食事代 (おやつ代含む) の500円/日、おむつ代・ご利用者等からの依頼により購入する日常生活品等については自己負担となります。

* 食事代 (おやつ含む) に関しましては食材料の準備の都合上、ご利用当日のキャンセルの場合は、全額請求させていただきます。

(通常の実施区域)

通常を送迎実施区域は次の通りです。

前橋市

(お支払い方法)

毎月10日に、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の20日までにお支払い下さいますようお願い致します。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。また、お支払い方法につきましては、20日に口座振替で支払い頂きますようお願い致します。但し、自動引落としの手続きが終了するまでは、振込みとさせていただきます。

お振込み金融機関指定口座

口座名： 社会福祉法人鎌倉会 デイサービスセンターかまくら 管理者 三富ますみ 金融機関名： 東和銀行本店営業部 普通預金 口座番号： 3099917
--

(事業所利用にあたっての留意事項)

1. 喫煙は、所定の場所にて行ってください。(ただし、医師等の判断により、心身の状況によって控えさせていただく事もあります。) 事業所内の飲酒については、ご遠慮ください。
2. 利用者の火気の取り扱いについては、当事業所への可燃物、危険物の持ち込みは禁止です。ライター等は職員が管理させていただきます。
3. 事業所内の設備、備品等の利用は、無断でその形状、位置を変更したり、故意に傷をつけたりしないでください。
4. 事業所への大金、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。少額であれば、管理が可能な範囲において、持ち込んでいただいても構いません。ただし、盗難、紛失等については当方では責任を負いかねますのでご了承下さい。
5. 予定のご利用日に利用できなくなった場合には、緊急時を除いて前もって必ず当事業所にご連絡ください。

(緊急時の対応)

1. ご利用者の病状が重篤なものとなり、当事業所における適切な通所介護サービスの対応が困難な状態、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介します。
2. 上記の他、通所介護利用中にご利用者の心身の状態が急変した場合は、当事業所はご利用者および、その家族が指定する場所へ緊急連絡し、心肺蘇生等の適切な救命法を実施するとともに、関係機関への通報等必要な措置を講じます。
3. その他、緊急時の対応については予め、ご利用者およびその家族と当事業所の協議において、定めておくものとします。

(非常災害対策)

1. 防災設備

消火器具 (消火器・屋内消火栓)・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災通報設備・非常放送設備・誘導灯および誘導標識・非常電源 (自家発電設備) 防排煙制御設備

2. 防災訓練

年2回、近隣施設との連携を図りながら実施いたします。

3. 防火管理者

防火管理者 菅沼ゆかり

(禁止事項)

当事業所では多くの方々に安心してサービスをご利用いただくために、利用者の方々の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他迷惑行為」は禁止します。

(秘密の保持)

当事業所を利用されるご本人およびそのご家族の情報が、外部に漏れるということは絶対にありません。(利用終了後も同様。)ただし、介護保険の要支援・要介護認定調査や介護サービス計画の作成や変更等、適切な介護保険サービスを受ける為に必要があるときは、デイサービスセンターかまくら担当者より、市町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設その他、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する機関への情報提供を予めご利用者またはご家族に了承を得た上で行うことがあります。

(事故発生時の対応)

当事業所は、万全の体制で通所介護サービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、関係市町村に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止等の必要な措置を講じます。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意を持って速やかに損害賠償をおこないます。

(苦情処理の体制)

相談、苦情に対する窓口として、担当者を配置しております。また、担当者が不在の事が無い様、複数の担当者が常時対応できるよう体制を整えております。要望・苦情等の申し立て方法については、文書による申し出、口頭による申し出、どちらかの方法でもお受けできることになっております。

相談・苦情窓口

○デイサービスセンターかまくら 生活相談員 菅沼ゆかり ・ 後藤由起

〒371-0051

群馬県前橋市上細井町2050番地7

TEL 027(210)1110

○国民健康保険団体連合会

TEL 027(290)1376

デイサービスセンターかまくら利用同意書

デイサービスセンターかまくら
施設長 三富ますみ

デイサービスセンターかまくらを利用するに当たり、重要事項説明を受領しこれらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意（契約）致します。

平成 年 月 日

〈利用者〉

住 所

氏 名

印

〈利用者代理人〉

住 所

氏 名

印

利用料金の請求書・明細書及び領収書の送付先、並びに緊急時の連絡先

氏 名	(続柄)
住 所	
電 話 番 号	
勤 務 先	TEL
携 帯 番 号	